

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年5月24日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年5月24日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ羽島店

羽島市舟橋町字江北西247-1 外

2 意見の概要

羽島市長の意見

- ・通学路について
- ・駐車場出入口における安全確保について
- ・関係法令について